

監査報告書

令和5年5月18日

学校法人 帝塚山学院

理事会 御中

学校法人 帝塚山学院

監事 大西 弘之 ⑩

監事 本井 文夫 ⑩

監事 山根 敬介 ⑩

私たち学校法人帝塚山学院の監事は、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人帝塚山学院の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を実施いたしました。

監査の方法は、理事会その他重要な会議に出席するほか理事から業務の報告を聴取し、また重要な決裁書類等を閲覧して業務の執行状況を監査いたしました。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関しては不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はなく、また令和4年度の学校法人帝塚山学院の財産の状況は適正なものと認められます。

以上